

令和4年度・第3回「北海道ケアラー支援有識者会議」 議事録

開催日時 令和5年2月2日（木）10:00～11:50

開催場所 かでる 2.7 1070 会議室

発言者	発言内容
<p>事務局 (神原係長)</p>	<p>これより、令和4年度・第3回「北海道ケアラー支援有識者会議」を開催します。</p> <p>本日は、皆様大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、先に送付しております資料について確認させていただきます。</p> <p>まず、会議の次第を除きまして、報告事項に関するものとして、資料①が「北海道ケアラー支援推進計画（仮称）[素案]」に対する道民意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果」、資料②が「[素案] から [案] への変更点（対照表）」、資料③が「[素案] から [案] への主な修正点（事務局案）」です。</p> <p>次に報告事項としまして、資料④の「ケアラーの認知度向上に関する令和4年度下期の取組と令和5年度の取組予定」となっております。</p> <p>その他、本会議につきましては公開となり、資料と議事録については後日、道のホームページで公表する予定となっておりますので、ご了承願います。</p> <p>それでは開会にあたりまして、保健福祉部次長兼ケアラー支援担当局長の野澤より挨拶を申し上げます。</p>
<p>事務局 (野澤次長)</p>	<p>皆様、おはようございます。ケアラー支援担当局長の野澤です。本年もよろしくお願います。本日の会議では、皆様に2点ご議論いただきたいと思っております。</p> <p>1点目が、ケアラー支援推進計画案についてです。2点目が、ケアラー支援の広報に関する令和4年度下半期の取組状況と来年度、令和5年度取組予定事項についてです。</p> <p>1点目についてですが、前回、10月の会議になりますが、北海道ケアラー支援推進計画[素案]について皆様にご議論いただきました。その後、12月にパブリックコメントを実施し、道民の皆様からご意見をいただきました。また、議会でもご議論いただいたところです。それらを踏まえて見直しや修正を行いましたので、事務局から説明させていただきます。皆様にも、その点に関してご意見をいただければと思います。</p> <p>2点目についてですが、ケアラーの認知度向上に向けた令和4年度下半期の取組について、事務局からご報告します。加えて、事務局で検討しております令和5年度の取組事項についてご説明させていただきます。</p> <p>皆様にはそれぞれご専門の立場から、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。</p>
<p>事務局 (神原係長)</p>	<p>それでは、ここからの進行については中村座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>中村座長</p>	<p>はい、中村でございます。本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>毎回、オブザーバーとして、札幌市の子ども未来局子ども育成部の山縣課長にご参加いただいているところですが、本日は、業務の都合により、子ども権利推進担当係長の福島 周平 様にご参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

	<p>それでは、本日の議事及び報告事項について確認をさせていただきたいと思います。議事としては、北海道ケアラー支援推進計画（仮称）〔素案〕に対する道民意見提出手続の実施結果等について、これは、昨年11月下旬から12月下旬にかけて実施しましたパブリックコメントの結果を事務局に説明をいただきます。</p> <p>次に、報告事項ですが、ケアラーの認知度向上に関する令和4年度下期の取組と令和5年度取組予定について、事務局から説明いただきます。</p> <p>それぞれ事務局から説明の後、委員の皆様からご意見をいただきます。ご発言がございましたら、マイクをオンにしてお願いします。</p> <p>それでは、北海道ケアラー支援推進計画（仮称）〔素案〕に対する道民意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果等について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 (北山主幹)	<p>はい。高齢者保健福祉課の北山でございます。いつもお世話になっております。私から、まず資料①につきまして、ご説明させていただきます。道民意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果という資料であります。こちらは、条例の規定に基づきまして、パブリックコメントを実施したところでございます。2番目、実施方法及び募集期間等でございますが、実施方法につきましては、道のホームページでの掲載や各市町村及び関係機関への周知を行うとともに、現地説明も実施しました。(2)の募集期間でございますが、11月28日から12月27日までの1ヶ月間を実施いたしました。3番目、提出されたご意見は、意見総数のところですが、個人4件、団体7件、計11件のご意見をいただきました。(2)意見の反映状況につきまして、区分がございまして、区分Aは、ご意見を受けて案を修正するもので、こちらが2件、続いて、区分Bが、意見の趣旨が同様と考えられるもの、こちらが3件ございました。区分Cは、案を修正しておりませんが、今後の施策の進め方等の参考とするもので、こちらが3件。区分Dが、案に取り入れられなかったもので、こちらが3件、計11件となっております。</p> <p>次に資料の2ページ目をご覧ください。こちらが一番左側に区分という欄がございまして、区分Aの連番1、具体的取組の地域づくりの関係ですが、ご意見を少し要約して説明させていただきます。ケアを受ける家族と、ケアをする家族が一緒に行動できる環境の少なさ、そのことを受け入れる環境を作るという支援が、今回の素案には欠けているのではないかとということで、一緒に行動できる場所があれば、地域の方との触れ合いや、自分だけがケアをしているわけではないといった認識ができるのではないかとというご意見でございました。これに対する道の考え方といたしましては、地域づくりに向けまして、介護者サロンなど、交流拠点の整備を推進することとしておりまして、こうした拠点は、ケアラー同士、また地域住民の方とのつながりのみならず、ケアラーとご家族もともに参加することの有効性について、計画本文に明記することといたしました。同じくその下、区分Aの番号2ですが、こちらは数値目標の設定の考え方でありまして、ケアラー支援に関する人材育成における専門職の質の担保といたしまして、実務経験など一定の要件を満たした専門職の養成を、数値目標とした方が、よりケアラー支援につながるのではないかとという趣旨のご意見でありました。道の考え方といたしましては、人材育成につきまして、道でもその市町村や専門機関の職員の受講者</p>

数を目標値として定めているところでありますので、ケアラーの支援を進めるにあたりましては、サービスにつながらずに、潜在化しているケースの把握が重要でありますので、これには、その介護サービス事業所の職員ですとか、医療従事者の方、民生委員・児童委員、地域の支援者の方々も大きな役割を果たすものと考えておりますことから、こういったご意見を踏まえまして、専門職に限らず、関係する方々にその研修の機会を幅広く提供するという考え方が、改めて明確となるように、表現を修正することといたしました。この2つが区分Aといたしまして、計画本文を修正させていただいたご意見になります。

区分Bであります。普及啓発に関するご意見ということで、簡単に説明しますが、家庭内で抱え込まない、他者に支援を求めることが当たり前の社会となることを柱とすることを望むといったご意見がB-1でありまして、こういったご意見などが以降、区分B・区分Cと4ページ以降になりますが、時間の都合もありますので、1つ1つの説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料②をご覧ください。横の資料で、「[素案] から [案] への変更点 (対照表)」となっている資料でございます。こちら、一番左側が連番となっております、まず1番でございますが、一番右側に変更理由という欄がございますが、こちらは国の統計が公表されたことによりまして、世帯年収の数値を更新しております。続いて2番ですが、条例の第1条に書かれております目的が明瞭となるように、これまで要約して「安心して」という記載でしたが、その目的部分を正確に抜粋して記載する形に変更しております。続いて3番でございますが、条例の目的の部分の記載をそのまま入れさせていただきまして、本計画期間及びその次期計画を見据えた中長期的な取組の進め方について、追記する形となっております。

この3番は2ページ目にも続いておりますが、2ページ目をご覧ください。条例の目的、こちらがケアラー支援を進めていく上での目指す姿と位置付けておりますので、改めてこちらを明記させていただいております。こういった中長期的に施策を推進していく上で、そのスタートとなる本計画期間での取組の進め方、考え方を明記させていただいております。次に4番でございますが、こちらは取組の部分ですが、普及啓発の促進に関する取組といたしまして、ケアラー支援に関する啓発活動をより積極的に集中的に行う月間としまして、「ケアラー支援推進月間」を設定して、11月11日が「介護の日」ということとございますので、毎年11月を「ケアラー支援推進月間」として、より重点的にこの月間で啓発活動に取り組んでいこうと考えまして、追加させていただいております。

次に3ページをご覧ください。こちらは、その取組を追加したことによりまして、項番を整理いたしまして、こういった形になっております。

4ページをご覧ください。9番でございますが、早期発見・相談の場の確保の部分の基本的な考え方としまして、相談対応時に、必要な配慮として相談者のプライバシー保護に十分配慮した仕組みとする必要があるという部分を、追記させていただいております。またその下でございますが、なお書きで始まっておりますが、18歳未満のヤン

	<p>グケアラーの方々でございますが、その18歳を超えて、例えば大学生になっているなど、いわゆる若者ケアラーであっても、その年齢により一律に対象外とせず、青年期から成人期にかけては、切れ目のない適切な支援を行うことが大切でその部分を追記しております。10番をご覧ください。ケアラーを支援するための地域づくりの部分ですが、その具体的な取組部分といたしまして、先ほどパブコメのご意見もありましたが、その交流拠点において、ケアラーとそのご家族を一体的に支援することの有効性をこちらの文言どおり追記しております。</p> <p>5ページをご覧ください。11番ですが、北海道がケアラー支援の事業を進めるにあたり、民間団体等の協力を得る際の留意事項といたしまして、国において、こういった寄付への不当な勧誘を防止する法律が制定されましたので、その部分を道の関連事業のページに留意事項として追記させていただいております。次に12番でございますが、13番とも関連いたしますが、先ほどパブリックコメントのご意見でもありました人材育成の部分でありまして、その記載といたしまして、12番はケアラー支援の人材育成の部分ですと、「幅広い関係者も」という文言を追記させていただいております。その下、ヤングケアラーに関しましては、ケアラー支援と同じ記載といたしまして、その朱字部分で、同じ表現といたしまして、要はそういう専門職に限定しない理由が分かりやすくなるよう、修文させていただいております。こちらが、資料②となっております。</p> <p>資料③につきまして、計画本体について、この対照表で今ご説明いたしました部分を、それぞれこういった形で修正しておりますということで、実際に朱字の太枠で表記させていただいております。また追加になった文言については、朱字下線を引いております。抜粋ですのでページは飛んでいますが、該当の19ページや21ページに、その目指す姿という部分を、ビジュアルで追記させていただいております。</p> <p>めくって22ページ、普及啓発の取組の部分ではケアラー推進月間の設定ということで、こういったカレンダーの図も盛り込んで、追記させていただいております。それ以降、項番の整理によって変わっていますというページが続いております。一方、早期発見・相談の場の確保ですとか、こういった形で、本体の部分を修正させていただいております。</p> <p>以上、計画〔素案〕から〔案〕への変更内容につきまして、ご説明させていただきました。ご意見ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。私からは以上です。</p>
中村座長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、この後、委員の方からご質問・ご意見等がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。ご発言がございましたら、お手を挙げて、こちらにアクションをお願いしたいと思っております。ご発言の際は、マイクをオンにして発言をお願いします。</p> <p>それでは、北海道ケアラー支援推進計画（仮称）〔素案〕に対する道民意見提出手続の実施計画等について、ご意見をお願いいたします。</p> <p>それでは、西村委員お願いいたします。</p>
西村委員	<p>資料①と②で、少しかぶる部分ですが、道民意見の人材の部分についてですが、道の考え方として、真ん中くらいに介護・障害福祉サービス事業所職員、医療従事者、民生</p>

	<p>委員・児童委員と書いてありますね。地域の支援者が大きな役割を果たすものであると書かれていて、道としてはこう思っていますということですが、実際に、この項の人材育成のところを見ると、資料②の5ページ、朱線の部分の民生委員・児童委員等となっていて、地域の支援者という具体的なものが入っていません。そういうことは「等」の中に入れるのか、でも実際私たちもずっと介護の相談をやっていますが、ここには当てはまらないんですね。だからもし、そういう幅広く考えているのであれば、地域の支援者という、言葉はどっちでもよいですが、そういうものを入れないと、結局、実際にやっている人がここに入らない感じになるのかなと思います。</p> <p>あと、資料②の4ページで、ヤングケアラーは、条例では18歳未満のケアラーをヤングケアラーと定義しますが、18歳を超えた大学生が若者ケアラーとなっていますが、ケアラーの中にヤングケアラーとかケアラーと確保されているのに、そのケアのいろいろな個別の事情があつて大学生だからこうだとか、働いているからこうだとかということではないと思います。実際にヤングケアラーを18歳未満としているのであれば、それはもうそのとおりで、こういうごちゃごちゃした大学生の若者ケアラーという表現をしなくても、それぞれいろいろな事情を抱えながらやっているのだから、本当にいるのかなと、18歳以上になると成人となってきたので、そのあたりはどうなのかなと思いました。</p> <p>それと、下の部分の、一体的支援というのはどういうことを指して、一体的支援といっているのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。以上です。</p>
中村座長	はい、今3点のご指摘があつたと思いますので、事務局で説明をよろしく願いいたします。
事務局 (北山主幹)	はい、まず1点目の地域の支援者という部分ですが、こちらは、そういう文言を追記する形で、記載させていただきたいと思います。2点目のヤングケアラーの定義ですが、「大学生など」というのは、あくまで「など」という考えで書いておまして、道として言いたかった趣旨といたしましては、極端な例ですけど、18歳になった途端に、今までヤングケアラーの支援をしていたのに、「もうヤングケアラーではないので違う、うちじゃないところに行ってくれ」といったことになってしまうと、分断されてしまい、年齢というより、例えば特に学生や就職したての方もそうですが、将来、自分の進路に向かつていく上で、まだ不安定な時期といった部分がありますので、いわゆるヤングケアラーと同じであり、年が20歳・21歳になっても、社会に出ていない方などは特に、そういった支援が必要ではないか、今まで支援したところで、ある程度助走をつけてあげるといったら変ですが、一律に年齢で切るのではなくて、ある程度継続した支援をして、大人の部分に引き継ぐのも必要とは思っています。そういう考えで、この記載をしております。
西村委員	気持ちとしてはすごく分かりますが、ヤングケアラーという啓発でいくのであれば、やはりヤングケアラーは18歳未満だということもきっちりしないと、いつまでがヤングケアラーかということになると思います。それは年齢でなくても、いろいろな家庭の事情がありますから、支援する方は、やはりそこはバツッと切らないとは思っています。

	<p>いろいろ支援していく中で、実際にこういう条例とか、そういう取組の中に書くのであれば、やはりヤングケアラーは18歳未満ですということを押さえないと、例えば、私たちがなんか若年認知症が65歳未満でも相談者が来て、いろいろつながりもそうなりますが、障がいの方についてしまったり、でも、やはりヤングケアラーというところをしっかりと啓発するのであれば、そこはきっちり年齢でこうですよとした方が、伝わるのではないかと思います。</p>
事務局 (高屋課長)	<p>ヤングケアラーは18歳未満で、この方に対しての支援を重点的に行っていくという部分に変わりはありません。ただ18歳になった途端に支援を受けられないという状況があってはなりませんので、ここの部分の意図としては、後段の青年期から成人期にかけて、切れ目のない適切な支援を行うことが大切といったところが趣旨です。ですから、ヤングケアラーに対して、普及啓発をしていくといった趣旨は変わってはいないというところをご理解いただきたいと思います。</p>
事務局 (北山主幹)	<p>家族と一体的という部分ですが、ケアラーの方ばかりという考えではなくて、お世話をされている家族の方も一緒に、カフェやサロンに参加していただくといった、そういう意味での一体的にという言葉であります。</p>
中村座長	<p>今の3つのポイントがありました。あとの委員の方はどうでしょうか。 それでは、澤田委員お願いいたします。</p>
澤田委員	<p>ありがとうございます。ご報告ありがとうございました。今のこの報告書で、修正点という27ページのところに「18歳未満のケアラー・ヤングケアラーと定義しますが」という云々が、書かれていると思いますが、このいわゆる若者ケアラーというところ、それも対象外とせずというよりも、よく言われているのは、18歳を超えて大学生になって、だんだん年齢が上がっていくと、もう大人と見做されて、もっとケアラーの問題が深刻化すると言われてしていると認識しているので、そこはまたすごく苦しいところだということに、むしろ強調して書いてはどうかと思いました。</p>
中村座長	<p>この件について、ほかの委員の方いかがですか。 それでは、今西委員よろしくお願いいたします。</p>
今西委員	<p>はい。スクールソーシャルワーカーとして参加しております、今西です。よろしくお願ひします。こちらの参照の部分の日本ケアラー連盟のところは、30歳という形で、たしか切っているような表記をしているところを参照にしているのだと思いますが、そのあたりを参照にしているところを、先ほどあったように線引きをしないという話でいくと、最初のご意見あったところと重なってくると思いますので、そのあたり、あえて線引きしたい話をここで論じているわけではなく、澤田先生がおっしゃったように、だんだん大変になっていくすべてのケアを担っている人たちのサポートをしていきますという、若いとか、18歳未満だということに関係なく、条例では見ていきますという表記ができるかと思っておりますので、ここで文言の書き方を少し変えて、そのあたりの意図をしっかりと明示できればよいのかなと思います。そのような感じで、参照にしているところが30歳となっておりますので、そのあたりをどう捉えて、こう書くのかということ、あつてよくていいのかなと思いました。</p>

中村座長	<p>はい、どうもありがとうございます。少しだけ補足させていただくと、27ページにある、日本ケアラー連盟の定義上の若者ケアラーというのは、現時点では18歳を超えて、30代という表現ですので、39歳までです。これについては、神戸市においても、子ども・若者ケアラーという考え方も含めて、そういう整理をしています。日本ケアラー連盟では今、全国的にヤングケアラー支援が進む中で、切れ目のない、その方が18歳になっても、そこで終わりではなくて、まだ成長過程であるという、切れ目のない連続的なところも含めて、もう一度議論をしているところです。ですから、そのあたりのどこまでが若者ケアラーかというところの、問題はあられるのかもしれませんが、今ご意見いただいたような、基本的には18歳になったから、ポンと投げ出すということではなくて、引き続き大変な、特に人生の一つのターニングポイントであるこの世代ということ、うまくどう説明をするかというのはあると思います。今の、今西委員、澤田委員のご意見含めて、そのあたりは慎重に考えて、整理が必要と思います。</p> <p>はい、松本委員、どうぞよろしく願いいたします。</p>
松本委員	<p>今議論になっている点について、今西委員から出ている方向に賛成、支持するということです。北海道の特徴は、やはりケアラー支援という条例を作って、ケアラー支援というものの中に、ヤングケアラーを含んでいるということになるかと思っておりますので、ケアラー支援という大きな枠組があって、特に子どもの場合、どういうことが重点になるべきかという議論の整理があると思います。ヤングケアラーから話があって、それを何歳までその枠組を伸ばすかということではなくて、大きくケアラー支援があって、特にケアラーが子どもである場合に、どういう配慮が必要かということだろうと思っておりますので、そのあたりの境界であり揉めることはないのかなという気がいたします。むしろケアラー支援というところに落ち着いているところが大きな特徴で、それを何か利点として活かすという観点が重要かと思っております。補足の発言でございます。</p>
中村座長	<p>はい、どうもありがとうございます。ほかの委員の皆さん、どうですか。</p> <p>それでは、西村委員お願いいたします。</p>
西村委員	<p>そうだと思います。ケアラーという中にヤングケアラーですから、みんなケアラーに対して、いろいろ考慮していくと思いますので、今の考えをお願いしたいと思っております。</p>
中村座長	<p>ほかの委員の皆様よろしいですか。</p> <p>それでは、森委員お願いいたします。</p>
森委員	<p>はい。私も、やはりここでケアラーというのは、全部を引くくめているということで、ここでポンと定義も何もしていない中で、「若者ケアラー」という言葉が出ていること自体に、少し違和感があります。それであれば、18歳を超えても継続して支援しますという部分で、「若者ケアラー」という言葉を使わないような記述の方法はどうかかなと思いました。以上です。</p>
中村座長	<p>ほかの委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>はい、小倉委員お願いいたします。</p>
小倉委員	<p>はい。連合北海道の小倉です。私も今、森委員がおっしゃったように、ここに急にヤングケアラーのすぐ下に「若者ケアラー」が出てくると、ケアラーが何種類かあって、</p>

	一番大きな塊である「ケアラー」とがここにいないように見えてしまいます。計画の中には、「若者ケアラー」という言葉を入れずに、皆さんがおっしゃるとおり、18歳で支援を切るものではないという文章立てにさせていただけると、北海道はケアラー支援条例なんだということがすごく分かりやすいかなと思いました。以上です。
中村座長	ありがとうございます。そのほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。 はい、山本委員お願いいたします。
山本委員	ケアラー支援推進計画の資料③の1ページ目に、ケアラーの定義とヤングケアラーの定義という形で、最初にバンと載っております。この中で定義されていることと、後ろに書かれてあるところは、それほど大きく違いがなく、読み込めるかなと思って聞いておりました。ただ大学とかそういう言葉を出すことに違和感があるということでしたら、北海道はケアラーとして全体的な話をした中で、ヤングケアラーとして18歳未満となっているけれども、その後もきちんと支援をすることが大切だということを強調していただくということによろしいかと思いました。以上です。
中村座長	はい、どうもありがとうございます。あとの委員の方はいかがでしょうか。 では、今のご意見を踏まえて、事務局はいかがでしょうか。
事務局 (高屋課長)	高齢者保健福祉課長の高屋です。委員の皆様、ご意見ありがとうございます。 今いただいたご意見を踏まえまして、記述を検討させていただきたいと思います。
中村座長	今説明いただきました、資料①から③までの中で、それ以外ではどうでしょうか。 それでは、澤田委員お願いいたします。
澤田委員	私は、今の議論と関連すると思いますが、19ページの「第3条基本理念(5)子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮(ヤングケアラー)」ですが、この子どもらしい、ヤングケアラーの問題としてそうですが、今の、いわゆる若者ケアラーという人たちの世代の問題、その言葉がもしなくなるとすれば、その人たちもやはりこの成長や学び、人生選択の問題をまだ抱えている人たちだと考えると、そこはもしケアラーという名前のもとでひとつつながりのものだとするとすれば、この子どもらしい成長、学びがヤングケアラーだとなることを、私は少し危惧しております。子どもらしいというところからイメージされる年代とか、ここの表現も併せて見直していただければと、私は思いました。ほかの委員が気にならなければ、結構ですが。
中村座長	それでは、松本委員お願いいたします。
松本委員	はい。ケアラー全体ということと、特に子どもや若者期の課題ということは逆に、埋もれてしまわないかという、澤田委員のご懸念かと思えます。子どもとか若者とか、あるいは子育て期とか、いろいろなライフステージに応じてそれぞれの課題といますか、困難なり、人生の重要なところがそれぞれにあると思えます。ですから、文中にどこか、ライフステージごとに重要な点なり、支えなきゃいけないポイントみたいなものがあるという趣旨の表現がある中で、例えば子ども期はとか、若者期はというような、つながりがあると、ケアラー全体の課題と、ライフステージごとの課題がうまくはまるような気がいたしまして、今、澤田委員のご発言を聞きながら考えました。それは文言をどう書くかという、文案までは、今少し思いつきませんが、以上です。ご参考までに。

中村座長	ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。 それでは、澤田委員お願いします。
澤田委員	今、松本委員の意見を聞いて、27 ページのところにそういった文言が、若者とかそういうのではなく、それぞれのライフステージでというような文言が入れば、私はそれによろしいかなと思いました。
中村座長	ありがとうございます。そのほか、いかがですか。 今回の部分では、子どもとか若者とかというだけではなくて、それぞれの先生もおっしゃっていましたが、ライフステージというところ、そして切れ目のない支援というところだと思いますので、そのあたりの考え方が明確にあるということで、この全体の基本理念につながっていくと思います。ただそのときに若干、子どもらしい成長や学びというのは、ケアラー支援の中でも、特にヤングケアラーのところは特徴的で、子どもの権利含めて、このあたりの頭出しは個人的に少し必要ではないかなと感じていますので、全体の流れとしては、ライフステージのつながりというものもある中で、ケアラー支援、特にその中でもヤングケアラーというのは、少し記載はあってもよろしいのかなと感じるところですが、皆様方、いかがでしょうか。
澤田委員	子どもらしいがあることに、異論はありません。
中村座長	そのほかの委員の皆さんいかがでしょうか。 そのほか、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。それでは、この後の検討事項もごございますので、最後に全体でもお聞きしますので、次に進めさせていただきます。 続いては報告事項で、「ケアラーの認知度向上に関する令和4年度下期の取組と令和5年度の取組予定について」です。これについて、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (高屋課長)	改めまして、高齢者保健福祉課長の高屋です。よろしくお願ひいたします。私からは、報告事項としまして、「ケアラーの認知度向上に関する令和4年度下期の取組と令和5年度取組予定」につきまして、ご説明をさせていただきます。資料④になります。 まずは、令和4年度下期の取組についてです。前回の会議では、SNS への情報発信やポスターの配布など、認知度向上に関する上期の取組をご報告したところでございますが、今回は下期の取組をご説明いたします。初めにケアラー支援シンポジウムの開催です。令和3年度に、高齢者の権利擁護を考える集いにおきまして、道の取組などについて説明を行ったところですが、今年度はケアラー支援に特化した形で、昨年11月にシンポジウムを開催いたしております。開催にあたりましては、中村座長はじめ、日本ケアラー連盟やケアラー支援を行っている事業所団体の皆様のご協力のもと、パネルディスカッションを行うなどしまして、ケアラー支援に関する理解を深めたところでございます。オンライン視聴を合わせて約300名の方々にご参加いただきました。 次に、児童・生徒への認知度向上に向けた取組です。ケアラーに関する認知度の向上につきましては、前回の会議で、ご指摘がございましたが、単にケアラーという言葉を知ってもらうだけではなく、より具体的な内容や相談窓口への連絡方法など、広めていくことが重要と考えておきまして、昨年12月、道内の小・中学校、高校の児童・生徒を対象に、専門相談窓口の連絡先等を記載したカードを個別配布したところです。

	<p>資料をおめくりください。令和5年度の取組予定についてです。まず、「ケアラー支援推進月間」の設定です。先ほど北山からも説明させていただきましたが、ケアラー支援の広報・啓発につきましては、条例の制定以前から、ポスターやリーフレットなどを活用しながら継続的に行っているところですが、より多くの方々に理解を深めていただくためには、時期を定めて集中的な広報・啓発活動を行うことが有効と考えております。このため、国が11月11日を「介護の日」と設定して、介護に関する理解と認識を深める機会としていることなども参考にしまして、道では、毎年11月を「ケアラー支援推進月間」と位置付けて、重点的な啓発活動を展開することを考えております。</p> <p>次に、シンポジウムの開催です。来年度におきましても、市町村や関係機関の皆様のご協力のもと、メディアとの連携も検討するなど、より訴求力の高いシンポジウムが開催できますよう、工夫を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>その次ですが、啓発動画の作成・配信です。イメージとしては、ケアラー支援のポイントなどが理解しやすく、教材のような役割も持たせられる動画を作成・配信しまして、地域での研修や講義などの場で活用していただくということを考えております。</p> <p>それから、ケアラーサポーター認定の仕組みです。ケアラーとそのご家族が安心して暮らすことのできる環境づくりに向けましては、専門的な相談支援の充実とともに、ケアラーに関する正しい知識を持つ理解者を広く養成していくということが効果的と考えられます。このため、道の研修を受講された方をケアラーサポーターとして認定することで、支援の輪を一層広げてまいりたいと考えてございます。</p> <p>次に、アセスメントシートの作成です。ケアラー・ヤングケアラーの家庭環境等を把握のうえ、支援の必要度合いなどを評価するにあたり、確認項目を平準化したアセスメントシートを用いることが有効と考えられます。例えば、昨年に国が示したヤングケアラー支援マニュアルにもアセスメントシートが付属されておりますが、かなりのボリュームがありますので、ケアラー支援に携わる職員が容易に活用できるシートを作成し、市町村をはじめとする各関係機関に提供させていただければと考えてございます。</p> <p>最後になりますが、児童・生徒向けのヤングケアラーに関する広報資材の作成です。児童・生徒がヤングケアラーの内容を正しく理解し、自らが該当するかもしれないと感じたときに、いつでも相談できる仕組みがあると認識してもらえることは、認知度向上の取組において重要なポイントと考えてございます。こうした認識を広げていく目的で、児童・生徒自身の意見を反映させた広報資材、例えばガイドブックなどを作成し、学校側の協力のもと、お子さんたちに知ってもらい啓発の取組を考えております。</p> <p>令和5年度の取組予定につきましては、あくまでも現時点で考えていることですが、令和4年度の取組を着実に実施しながら、推進月間の設定など、新たな取組も並行して行いまして、ケアラー支援に関する一層の認知度向上を図っていくことを考えております。私からの説明は、以上でございます。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございましたが、ご質問・ご意見等がございましたら、お手を挙げていただき、その後、マイクをオンにして、ご発言をお願いしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。</p>

	はい、松本委員お願いいたします。
松本委員	<p>お取りまとめありがとうございます。いろいろな施策が進んでいくのだなと感じております。それで1点、ご検討いただければということですが、最後の児童・生徒向けのヤングケアラーに関する広報資材の作成ということではありますが、もちろんこれも大事だと思いますが、むしろ大事というか、優先すべきというか、同時に進めるべきは、支援者向けだと思います。支援者というのは、ここでは、教員であるとか、あるいは病院のワーカーや、大人を支援している人、子どもに関わる人の両方です。大人、特に学校という分野で先生を念頭に置いて作るものは、やっぱりケアラー支援全体の枠組をよく理解していただいて、大人のケアというのはどういう支援があるかということ、子どもが家族の中でケアをしているときに、それは子どもを支えるだけではなくて、家族を支えるというようにつなぐ、どうあるかということと、大人の支援者向けには、逆にその家族の中に子どもが含まれているときに、どういう配慮が必要かという観点、とても大事だと感じておりますので、子ども向けにあなたはケアラーかどうか自分で考えてくださいという話ではなくて、大人がきちっと、子どもがケアに巻き込まれているときに、どう対応すべきかということを知っているということが、肝要な点かと思っておりますので、ぜひ教員、あるいは地域包括であるとか、病院のワーカーであるとか、そういういろいろなところのワーカー向けの啓発資料をご検討いただければと考えております。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございました。ヤングケアラー支援において大変重要な視点だと思いますので、事務局でもしっかりそれを踏まえていただければと思います。そのほかのご意見はいかがでしょうか。</p> <p>それでは、西村委員お願いいたします。</p>
西村委員	<p>はい、一番下の児童に向けてカードを配布した結果、初めてのことで、配付を受けた子どもたちの感想を拾った方が今後に向けてもよろしいのではないかと思います。</p> <p>それと、ケアラーサポーターの認定の仕組みですが、具体的にケアラーサポーターというのは何をするのかという、具体的なものを示した方がよいのではないかと思います。ただ、サポーターですよということも含めてです。</p> <p>それから、アセスメントシートについても、これから作るのでしょうか。できたら、委員にもこんなもの作りましたということを示していただけたらありがたいと思います。</p>
中村座長	<p>はい、どうもありがとうございます。</p> <p>石狩市教育委員会の鈴木委員、そのあたり、引き続きご発言よろしいでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>石狩市の鈴木です。私は今、石狩市の教育委員会にいまして、今年度の取組ということで、教育委員会の立場ということで、今年度、特に道教委が、学校現場、学校の先生に向けて、ガイドラインやアセスメントシートの周知、また研修ということで、1年目の取組ということで進んでいる状況にあります。その中で、来年度の取組(5)のアセスメントシートということで、私はやはり実際、学校現場、あとはそこにつないでいく支援ということでいくと、共通のアセスメントシートが必要だと考えていまして、これまでも提起してきました。ですから、ここの部分の簡易的なアセスメントシートフォーム</p>

	<p>を作成する、できるということで、ここに期待をしております。その中で、このアセスメントシートを作成する段階においては、すでに学校現場にはアセスメントシート、活用例みたいな形で情報がいつていますので、やはりここを共通のツールとして定めて、それを学校現場、市町村、あるいは全体で、ぜひ共通のツールとしていただきたいということ、意見として思っております。</p> <p>また、質問になりますが、アセスメントシートと併せて、道教委では学校現場には、ガイドラインというもので、条例を分かりやすく、どういう観点で支援をするということで、ガイドラインを作成した上で、理解を深めるために周知ということをしてしていますが、ケアラー全体の部分で、改めて知事部局として、アセスメントシートと併せてガイドラインを作成することについて、現段階でどう考えているかということ、質問させていただきたいと思っております。以上です。</p>
中村座長	<p>西村委員、鈴木委員からご意見をいただきましたが、事務局で、今お答えできる部分があれば、お願いします。</p>
事務局 (野澤次長)	<p>私から回答させていただきます。カード配布の取組ですが、これは今年度初めてですので、どういった形で子どもの意見を聞くかというとなかなか難しいですが、教育庁とも相談して、代表的な何か、保健福祉部でも子ども部会がありますので、そういったところで聞いてみるとか、そういった形で少し考えてみたいと思います。</p> <p>それからサポーターですが、実施するにあたり、何をやっていただくかというのは、要項等を作っていくことになると思いますので、その中でお伝えしていきたいと思えます。</p> <p>それからアセスメントシートですが、こちらは皆様にも配布させていただきます。</p> <p>ガイドラインについてですが、ヤングケアラーの場合は、学校現場がファーストコンタクトになるなど、共通の理解を得やすいと思えますが、ケアラーの場合、関わる方やケアが必要な方がどういう方かなど、場合によって状況が変わってきますので、なかなか全体のガイドラインというのは難しいのかなと思えます。今のところ、事務局ではガイドラインということは検討しておりません。</p> <p>他方、まずは市町村で、どこの窓口で相談すればよいのかということ、道民の皆様に分かる形にすることが大事だと思えていまして、こちらを数値目標にも加え、市町村を訪問しながら、進めていただくようお願いしているところです。以上です。</p>
中村座長	<p>事務局から、今の時点でのお話をいただいたところですが、委員の皆さんいかがでしょうか。鈴木委員、いかがですか。</p>
鈴木委員	<p>はい、ご回答ありがとうございます。今これから研修も進んでいるということで聞いておりますが、例えば市町村職員、あるいは専門職の方に研修する上で、講話なりということで理解を深めることが大切だと思えますが、その中で実際に支援を続けていくという中で、常にガイドラインみたいなものを見た中で、支援をしていくということで支援が根付くのではないかなということ、私自身は思っております、例えば札幌市でもすでにガイドラインを策定したということで、対象をどうするかという部分は、詳しく承知はしていませんが、他の自治体においても、例えばヤングケアラーに関しては、</p>

	<p>全国でガイドラインみたいなものを策定した中で、実際の支援に根付かせるという観点で策定している自治体もあると思いますので、現段階では考えていないということですが、今後、市町村において支援がどうやって根付いていくかという観点ではガイドラインが必要ではないかなということを、私自身は考えております。以上でございます。</p>
事務局 (野澤次長)	<p>ありがとうございます。ご意見含めて、引き続きどういうやり方がよいかということ事務局でも検討してまいります。</p>
中村座長	<p>ほかの委員の皆様いかがでしょうか。 それでは、森委員お願いいたします。</p>
森委員	<p>栗山町の森です。令和5年度の取組予定ということで、北海道でも徐々に取組が進んできたのかなと想像しているところでございます。次年度でなくてもよいのですが、それ以降のお願いというか、期待したいことなのですが、ヤングケアラーの相談窓口ということで、24時間体制の相談サポート、(2)のところにあります。一般的なケアラーの相談窓口、私の町でも毎日ではないですが、週に3回、午前中ということで開設しておりますが、夜間ですとか、24時間体制で開設できないかというご意見も実はあります。それはやはり市町村ではできないものですから、ぜひ広域的な部分で、24時間体制の相談窓口を検討していただきたいというのが1点です。</p> <p>それともう一つは、ケアラー支援、介護という部分でいけば、介護と仕事の両立という面からも、事業所の理解という部分で、そういった啓発活動、栗山町内にもいろいろな事業所があって話を聞きますが、なかなか急な介護で休めない、シフトがある勤務のところは、介護だから休めないところ、介護だけでなく、子どもの看護だとか育児だとかもそうだと思います。そういった形で、事業所の介護だとか、そういった理解を得るために、次年度以降、何か方策を検討していただければありがたいなと思っております。二つのお願いというか、意見でございます。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。 今西委員もお手が挙がっていたと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
今西委員	<p>ありがとうございます。冒頭でヤングケアラーと若者ケアラーの話があったところでも少し重なりますが、今回ヤングケアラーの子のケースを対応している関係で、一つは精神関係の疾患があるとなったときに、病院からケアが入っていく、治療が入っていくときに、やはりその時点で、家庭内で誰が家事を担っているかというときに、もうすでにその子どもが担っているということがある程度分かって、ヤングケアラーだからこう対応を考えると、それをどのように関係機関と連携しようかというときに、医療機関、いわゆる医療従事者の方含めて、動いていないということが、今回関わっていて見えてきたというところがあります。介護のところも、森委員のお話があったように、入口は介護のところに入って、ケアマネとかいろいろな方々が入っていく中で、そこでケアを担っているのがヤングケアラーの子かもしれないというところが出てきていても、やはりそこから先がつながっていかないというところが、今回スクールソーシャルワーカーで入ってみて、感じたところでした。ですから、ヤングケアラーに関する啓発理解という窓口を作って、子どもの声を拾っていくのは、あって全く問題ないかなと思いま</p>

	<p>すが、研修の部分でいくと、やはり研修の中にヤングケアラーのところを入れるとか、ヤングケアラーの研修のところにはケアの話を入れていくという形で、入れ込んでいかないと、そのあたりが分断されてしまうのかなということが実際のケースに当たってみて、感じているところです。</p> <p>通信制の高校生にアンケートを取ったときに、医療機関の中で、医者には話は難しいので、その専門の医療従事者に把握してもらって、声を掛けてもらったりとか、つないでいていただくと、自分たちはなかなか言えないので、助かりますという意見が出たりとか、子どもたち自身から発信するのが難しいというのが、聞いてみると今回見えてきましたので、そのあたりも次年度以降どういう取組をしていくのかということを検討していただければと思っております。次年度でも次々年度でもいいのですが、そこにあたって啓発動画や配信については、Facebook とか Twitter があると思いますが、若者たちが見ているのはインスタとかになってくるのかなと思いますので、そのあたりまで手を広げていくのかどうかということも1点だけ、質問がありました。長くなりましたが、以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。それではこの点について、事務局からお願いします。</p>
事務局 (北山主幹)	<p>動画の部分ですが、作成の段階で検討を進めておりました、配信については、インスタまでは思いは至っていなかったところですが、若い方に限らずとも、より見やすい環境で検討していきたいと思っております。一方で道のホームページですとか、これまでもありますが、YouTube を活用して見られるようにしていきたいと思っておりますが、まだ検討中で、さらにいろいろ考えながら、進めていきたいと考えております。</p> <p>研修につきましても、いろいろな連携をしながら、ケアラー・ヤングケアラー向けというカテゴリで分けてしまうわけではなくて、ケアラーの研修でも、児童福祉の関係者が出席していただいても結構ですし、そのあたりは工夫しながら、医療関係者の方、事業者の方向けにも、啓発に努めていきたいと思っております。ご意見を参考にさせていただきたいと思っております。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。そのほかご意見等ございませんでしょうか。よろしければ、今回、道の条例ができて、委員の皆様方、各専門職団体等からご指摘いただいて、今日のご意見・ご質問の中にも、何点か出てきましたが、仕事と介護の問題であったり、アセスメントとか、ガイドラインというのが出てきましたので、先ほど出ましたガイドラインのあたりについて、札幌市で取り組まれているというお話もございましたので、大変恐縮ですが、札幌市の福島係長から情報提供、ご紹介いただければ大変ありがたいと思います。</p>
オブザーバー (札幌市)	<p>はい、札幌市の福島です。ガイドラインの話が出ましたので、まずガイドラインのお話をさせていただきますと、今年1月に、ヤングケアラー支援ガイドラインを策定しております。策定目的としては、ヤングケアラー支援の関係者ですとか、あるいは地域の関係者の方々の共通認識を形成したいということで作成をしております。このガイドラインの内容としては、ヤングケアラーの基本的な考え方のほか、多機関連携の際のポイントですとか、あるいはヤングケアラーを見つけてから支援するまでの対応フローなど</p>

	<p>をご紹介します。このガイドラインを作成して、このガイドラインを基に、関係機関向けの研修を現在行っております。つい数日前になりますが、1月31日にオンラインで、基礎編ということで研修しております。その後、2月に計4回開催しますが、実践編の研修ということで、グループディスカッションですとか、あるいはロールプレイなどで、多機関、多職種連携のポイントを学ぶという、こちらオンラインではなく、集合形式の研修で行うこととなっております。今年度は、この研修ということですが、来年度以降もまた継続して行っていくということで、検討しているところです。以上となります。</p>
中村座長	<p>急なご指名でしたが、どうもありがとうございます。そして先ほど、仕事と介護の両立の話もございましたし、労働サイドのところもございますので、連合の小倉委員から、もう少しご発言いただければと思います。</p>
小倉委員	<p>連合北海道の小倉です。我々、労働組合として「仕事と、介護や治療の両立」ということで、介護離職をゼロにすることを掲げていく中で、今回、ヤングケアラーとケアラーのことを学びたいと、有識者委員でもいらっしゃいます、加藤 高一郎さんを講師にお呼びして、加盟の労働組合の役員を対象にケアラー支援の実情と課題ということで、そもそものケアラーがどういう人たちで、それから今、実態として、ヤンサポ（北海道ヤングケアラー相談サポートセンター）含めてどんなことをされているのかということ、学習会として開催させていただきました。土曜日の開催ということで、多くは参加できなかったこともありまして、今回、北海道地方自治研究所で作っていらっしゃる本に、講演録を掲載し、当日お越しいただけなかった方たちにもお読みいただけるように、45の産業別組合の事務所、道内の13地域の活動の拠点に講演録を共有しました。今後ケアラー支援の講演などの希望があれば、ケアラーというのがなかなか労働組合には耳慣れない言葉なものですから、どういう実態なのか、家族や子どもたちのことも含めて知ろうということで、今、取組を始めたところでございます。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。それと、今井委員も、地域包括支援センター含めて、そういうところからの子どもの気づきだとか、地域の連携のネットワークだとか、様々なところで実践もあると思いますし、団体組織としての取組というところもあると思いますので、ぜひ情報提供いただければと思いますので、今井委員よろしくお願ひします。</p>
今井委員	<p>よろしくお願ひします。2団体分の活動について報告させていただきます。まず1点目は、北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会の取組として、条例や推進計画のパブリックコメントの件、そういったところは、会員の方にメール等を通じて、周知活動を今回行わせていただきました。また、他団体との連携というところでは、日本介護支援専門員協会の北海道ブロック大会というのが今年ありまして、テーマがケアラー支援についてということでしたので、パネルディスカッションに登壇させていただきました。有識者会議の構成員やケアラー支援推進センターの委員として活動させていただいている立場を踏まえまして、条例や推進計画の中で、私たち相談職の役割、例えば関係機関に位置付けられているとか、そういったことを参加者の方と一緒に確認させていただきました。また、道が行う取組の中で、私たちの業務に関係の深い部分、交流の場と</p>

	<p>か認知症のサロンとか、そういった部分についてもご紹介をさせていただいています。最後に私から、地域包括支援センターとして業務する中で、1世帯にケアラーとヤングケアラーがいらっしゃる事例というのを経験しましたので、その事例を紹介させていただいております。その中で、先ほど今西委員からお話がありましたが、包括支援センターや介護支援専門員については、これまで高齢分野に特化して動いてきたという部分もありますが、今後は、訪問時にその世帯の中にヤングケアラーがいるということも想定して、把握した場合には関係機関につないで、一緒に動いていくことが必要なのではないかとこのところをご紹介させていただいております。この研修内容につきましては、1月27日の介護新聞にも出ておりますので、ご確認いただければと思っております。</p> <p>2点目、北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会には、北海道社会福祉士会から推薦を受けて、入らせていただいておりますが、その社会福祉士会の取組についてご紹介いたします。12月に、野澤次長と事務局に足を運んでいただいて、社会福祉士会の事務所で、いろいろご説明も受けさせていただいております。そして12月中に、パブリックコメントの件について、ホームページ等への周知と、メールで会員に配信を行っております。実は今、社会福祉士会の中に実習指導の委員会というのがあって、社会福祉士を養成する学校等々と連携をしているものですから、実はその委員会の中で、社会福祉士の周知というのをやはりお子さんにもしていかなきゃいけないということで、今、ソーシャルワーカーの普及啓発の漫画を作っています。実はその漫画の中身が、中学生のお子さんが、親やおばあちゃんの事情によって、部活をやめなければいけないというところから、中学校の生活をどう考えるかというシーンも入ってまして、その漫画は、今年度中に作成予定となっておりますので、社会福祉士とはという部分がスタートではありますが、次年度、中学校や高校にそういったものも内容としては盛り込まれているものを普及啓発する予定になっております。漫画については完成しましたら、道の事務局にもこういったものですよというのをご紹介できればいいかなと思っております。長くなりましたが、活動については以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございました。協議いただいている中で、いろいろなポイントが出てきて、関連するものもございましたので、3名の委員にご発言いただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>それでは戻りまして、今日の全体を含めて、ご意見・ご質問、そして委員の方々の今のような直近の取組、そして今後について、情報提供いただけたところがあれば、ご発言いただきたいと思っておりますので、委員の皆様にご発言がございましたら、お手を挙げていただければと思っております。</p> <p>それでは小倉委員、お願いいたします。</p>
小倉委員	<p>何度もすみません。全体を通じて事務局への要望なのですが、庁内連携をお願いしたいという件でございます。例えば、自殺防止対策の基本計画や医療・介護の基本計画など、様々な計画がそれぞれの部局で作成されていると思いますが、「ケアラー」や「介護者」と表現がばらついてます。「ケアラー支援」という観点それぞれの計画に入っているのか、各部局で委員会を立ち上げて議論されている計画が何本かあると思いま</p>

	<p>すので、ぜひ少しでも横串を刺せるように、庁内連携をお願いしたいと思います。</p>
中村座長	<p>ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。</p> <p>はい、澤田委員お願いいたします。</p>
澤田委員	<p>私も何度もすみません。私は、精神科医療に携わっている者として、精神疾患の親に育てられて、今は大人になっている子どもたちの自助グループと、毎月 Zoom ミーティングをしています。やはりヤングケアラーの中でも、親が精神疾患であるというのは、苦労は比べられませんが、より外に出にくいというところがありますし、子ども自身も理解しにくいというところ、周りも理解しにくいというところが、すごくあると思っています。今回の研修で、ケアラーとかヤングケアラーということがありますが、やはり教育の中でも、あるいは携わる方々の中でも、この精神疾患というものの理解ということの、浸透も眺めながら考えていただけたらなと思いました。あと、松本委員がおっしゃっていたように、精神科病院のワーカーもこの問題に関心を持っている方もいますので、そういった方たちもどんどん参加していただいて、支援者同士の理解が深まればいいなと思います。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。そのほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、今西委員お願いいたします。</p>
今西委員	<p>道教委とのお話は石狩市からもありましたが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーがいろいろと学校に入っていますので、ヤングケアラーの問題含めて、どういう方が、どういう対応できますよというところを、どう周知しようかというところを教育委員会の方々を中心に取りまとめをしていこうという動きをしております。どのように広報・啓発するのかというところのやり方は、議論が必要だということでも止まってはいますが、そのようなところで学校になるべく分かりやすい形にできるようにということと、学校の先生にどう理解できるかということ、これからもう少しやっといこうという動きをしているところです。また何か進捗等ありましたら、教育委員会からの連絡があるかなと思いますが、現時点では皆様にこのような情報提供ができるかなと思い、お伝えしました。以上です。</p>
中村座長	<p>情報提供ありがとうございます。ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。本日が、今年度の有識者会議の最終回になりますので、ぜひともご発言いただければと思います。</p> <p>それでは、森委員お願いいたします。</p>
森委員	<p>せっかくの機会ですので、私どもの町の取組を紹介させていただきたいと思います。栗山町では、令和3年4月1日にケアラー支援条例を制定し、間もなく2年が経とうとしています。ケアラー支援条例を制定して、何か変わったのかということは何点か紹介させていただきたいと思います。まずケアラー支援条例を制定して、新たな集いの場というのができました。これは町が主体ではなく、住民が自ら地域の会館を使って、集いの場を開催するという企画をしてきておりました。今は月に3回ですが、それぞれ知恵を絞りながら、例えば保健師を呼んで保健講話だとか、介護の方を呼んで介護の体操だとか、いろいろな取組をしております。これのすごいところは、やはり住民主導ということだと思っています。また、町が進める事業として、新たな事業ということで、介</p>

	<p>護保険制度の隙間といいますか、例えば介護認定を受けていなくて、自宅でお年寄り、あるいは障がいのある方を見ているケアラーの方たちが、例えば冠婚葬祭、旅行、急な用事といったときに、介護保険制度の中ではショートステイという事業がありますが、認定を受けていない方でも、ショートステイができるような町独自の制度を今年度作りました。まだ試験的ですが、来年度から本格的に運用されると思っております。</p> <p>今年度、私どもの町でも、ヤングケアラーの調査を実施いたしました。小学5年生から高校3年生まで全員調査を行いました。うちの町は小さいですが、その中でヤングケアラーは全体の4.8%ということで、過去に国、あるいは道が行った数字とあまり遜色はないのかなと思っております。ただ、私どもの町は、もちろん無記名でやっておりますが、人数としては21人ということで、各学校に関しては、ここがそうかもしれないねということになっております。ヤングケアラーでも、支援が必要な方、あるいは支援がなくても大丈夫な方がいらっしゃいますが、やはり子どもたち、あるいは家庭に寄り添った支援を、個別に対応していくことが必要かなと思っております。マニュアル化といいますか、画一的な支援というのは、できないかなと思っております。それぞれの個別の支援というように考えているところです。</p> <p>それと、私どもが新年度やろうとしていることは、先ほども少し申し上げましたが、仕事と介護の両立という部分で、町内の事業所、あるいは従業員の方に対する勉強会ですとか、あるいは介護休暇を取りやすくするような対策、こういうものを考えていきたいと思っております。これは介護だけでなく、育児休暇もそうです。そういった企業に対して、何ができるのかといったことを考えていきたいと思っております。もちろん、まだまだ町民の中にも、ケアラーとは何だという人がいますので、そういった啓発活動は、継続して進めていきたいなと考えているところです。長くなりましたが、栗山町の現在の状況ということでございます。</p>
<p>中村座長</p>	<p>どうもありがとうございます。時間が超過しておりますが、もう少しだけお付き合いいただければと思います。</p> <p>今回の話の中で、医療・保健・看護、そちらの関連も大変重要だということでしたので、山本委員からもご意見いただければと思います。</p>
<p>山本委員</p>	<p>ありがとうございます。当協会の中では、今年度いただきましたポスターを掲示したり、リーフレット・パンフレットを協会のロビーで、来所者が見えるような形で掲示させていただいておりました。ただ、皆様ご存知のように、コロナの7・8波ということで、なかなか集合研修ができず、Web研修が多かったということで、来館者が少なく、看護職員から、うちにヤングケアラーがいて困っているというような情報はなかったというのが実態です。次年度に向けましては、看護協会でもホームページを持っていますので、一般道民向けのサイト、看護職員向けのサイトもありますので、ケアラー支援推進計画ができた時点では、リンクを貼るなり、載せるような形を取りたいと思っておりますし、先ほどから出ております、11月11日の介護の日、推進月間的时候には、当協会も同じように掲載し、普及啓発を図ることもできていると思っております。</p> <p>保健師向けの研修も実施しております。その中では、複雑困難事例の検討というのが</p>

	<p>出てきます。複雑困難事例の中には精神疾患を抱える中で、ご家族がいるような家族への支援をどうするかといったようなことも出てきますので、そのような機会にもヤングケアラー支援というところも意識しながら、今後、講師とも話を進めていけるかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。</p>
中村座長	<p>連携を含めてご発言いただきまして、ありがとうございます。ケアラーについては、社会としても大きな課題として取り上げられたり、介護と仕事という部分がございますので、桑原委員からもぜひお願ひします。</p>
桑原委員	<p>道経連の桑原です。よろしくお願ひします。</p> <p>私の所属している道経連ですが、会員 520 社程度の経済団体でして、雇用・労働分野についても、ダイバーシティの促進、それから働き方改革の推進、労使問題などの課題解決に取り組んでいる団体でございます。そうした中で、今、重要なテーマの一つとして、先ほどからいろいろご意見いただいておりますが、介護や看護と仕事の両立ということがクローズアップされてきております。高齢社会、それから共働きが一般化する中で、程度の差はありますが、企業で働く多くの方が経験することございまして、かつ突発的に起きるといふ大きな問題になっております。近年、介護離職者が増えていると認識しておりますが、介護と仕事が両立できる職場環境づくり、それから企業の支援の重要性が高まっていると認識しております。道経連では、従前から仕事と家庭の両立に向けた職場環境づくりが重要であると考えておりました、介護離職などを防止するために、多様で柔軟な働き方の制度導入を促進してきました。具体的には、両立するための短時間勤務、介護休業の円滑な取得、また在宅勤務との活用に向けた就業制度の解説セミナー、それから講座・講習会等を行っております。今回、ケアラー支援条例の趣旨に添うように、取組を強化していきたいと考えております。また、ヤングケアラーについては、まだまだ会員企業においても認知が低い状況でございますので、今後私どもが開催するセミナー、講座・講習会などにおいても、講師からヤングケアラーについても触れていただけるようにしていきたいと考えております。私からは以上になります。</p>
中村座長	<p>桑原委員、どうもありがとうございました。</p> <p>本日ご検討いただいたところ、ご意見等を踏まえていただくのと、その後の各専門職、そして団体と各委員の取組につきましては、大変貴重なご意見をいただきましたので、事務局にそれをしっかり踏まえていただいて、これからの推進計画案への反映、そして施策の反映についてお願ひしたいと思ひます。推進計画の成案については、委員の皆様には、メールでお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の会議につきましては、時間を超過しまして、大変申し訳ございませんでした。これをおもちまして、閉会とさせていただきます。この後、事務局にお返ししたいと思ひます。それでは事務局、よろしくお願ひします。</p>
事務局 (神原係長)	<p>本日も様々なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。先ほど座長からもありましたとおり、今回の第3回が今年度の最後の有識者会議となりますが、今後のケアラー支援に関する進め方などにつきまして、事務局から一言お話しさせていただきます。</p>

<p>事務局 (野澤次長)</p>	<p>ケアラー支援担当局長の野澤です。時間が押しておりますので、手短にご説明させていただきます。こちらの有識者会議でございますが、令和3年度に設置いたしまして、ケアラー支援の方向性、実態調査の実施方法、それから条例、そして今般の推進計画の策定と、様々ご意見をいただいております。皆様ありがとうございます。</p> <p>今後の道のケアラー支援でございますが、こちらの計画に基づきまして、令和5年度から7年度の3年間を一つのサイクルとして進めていくこととしております。計画に定めた取組を着実に実施していくことは当然ですが、加えて、それぞれの実施状況を評価・分析して、必要があれば見直しなども行いながら、施策を推進管理していく必要があると考えております。こうした推進管理を適切に行うにあたりましては、外部有識者の皆様にそれぞれご専門のお立場から広くご意見をいただく協議の場を持つことが必要であると考えております。協議の場の具体的な設置方法といたしまして、これまでの議論との整合性や連続性等を踏まえ、事務局としては、こちらの有識者会議を基本として考えてまいりたいと思っております。詳細につきましては、後日改めまして個別にご相談させていただきます。切れ目のないケアラー支援の実現に向けまして、引き続き皆様にもご協力いただけましたらと思います。ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (神原係長)</p>	<p>皆様のご参加、そしてご発言いただきまして、ありがとうございます。本日は、大変お疲れさまでした。</p>